

令和6年10月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年10月10日(木) 午後4時00分～午後4時40分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
2	山崎 秀和	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
3	山本 美加	11	遠地 美千代	17	清水 優志
5	井上 靖好	12	山本 官	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	13	池田 三郎	19	植 俊彦
8	徳留 佳代	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	4	岡本 尚子	5	宮地 秀之

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	桑原 宏文	7	安藤 久徳		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	6	弘井 徹
7	宮地 浩	8	竹村 光一		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)

第2号議案 非農地証明書の交付について(16件)

報告事項 形状変更について(2件)

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まずは、新任委員の紹介をいたします。 先の令和6年9月市議会定例会で同意を得て、10月1日付で農業委員に任命されました、植 俊彦 委員です。 担当地区は、現在、山本 官 委員に担当していただいている、大川筋地区を担当していただきます。 なお、植委員の議席番号は19番とさせていただきます。 それでは、植委員から一言ご挨拶をお願いいたします。
●19番 植委員 （大川筋地区担当）	川登地区の植です。新人ですがよろしくお願いします。 区長を川登地区で4年やっております。よろしくお願いします。
議長（清水会長）	ありがとうございます。農業委員として、これからよろしくお願いします。 以上で新任委員の紹介を終わります。 続きまして、事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号7番 安藤 久徳 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、弘井 徹 委員、宮地 浩 委員、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号16番 土居 忠栄 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、楠島字東松澤 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記

載のとおりです。譲受人は農作業歴 40 年の 63 歳の方で、農作業への従事日数は年間 160 日となっております。

労働力は、譲受人と譲受人の妻の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から約 0.5 キロメートルの距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号 2。土地の表示は、初崎字前田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 20 年の 50 歳の方で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から約 10 分の距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、議案書は 3 ページとなります。

番号 3。土地の表示は、鍋島字上崎 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数 20 名で、農作業への従事日数は年間 300 日となっております。農機具につきましては、ユンボ、トラクター、トラックを所有しているとのことです。

現在、申請地は一部休耕中の土地もありますが、取得後はミカンやレモン等の柑橘類を耕作していくということで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号 4。土地の表示は、西土佐須崎字大竹 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 40 年の専業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は、トラクター、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 3 キロメートルの距離となっております。

	現在、申請地はアロエを栽培しており、取得後も譲受人が引き続きアロエを栽培していくことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	9月30日、岡本推進委員と申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人とは電話での聞き取りを行いました。譲受人は妻と水稻や季節野菜を耕作しており、今回取得しようとする農地については、苗床や季節野菜を耕作していくとのことです。 一方、譲渡人は楠島環境保全会の代表をされている方です。周辺の農地に影響はありません。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	9月30日に山本委員と現地に向かいました。それから後で、譲渡人から電話をもらい、畑をしていくとのことですので同じ意見で間違いありません。
議長（清水会長）	続きまして、「加用委員」2番についてお願いします。
●6番 加用委員 （八束地区担当）	9月30日に現地確認をしました。申請地の状況ですが、現在草が生えている状態ですが、譲受後は草を除去して耕作をする予定であるとのことでした。 なお、譲受人は初崎地区において水稻を耕作しており、取得後においても問題ないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」3番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	4ヶ所ありますが、譲受人に案内してもらい、9月28日に現地を見て、話を聞きました。 今現在、植えるものは決まってないということですが、ミカン、レモン等を植えたり、1ヶ所に関しては、他の土地に保管しているハウスを移設する予定があるということを聞いています。 現地を見回る中で、13番の1・2は現在ショウガが植えられていて、これはどうされますかとなった時に、露地ショウガで11月頃に収穫をし、その後所有権が変わるという話を聞きました。もう1ヶ所は、ハウスを移設するところです。

	譲渡人は、夫婦で丹念に家庭菜園を作られていましたが、事情があって今回一緒に手放すということになったようです。そのようなことから、適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「篠田委員」4番についてお願いします。
●1番 篠田委員 （西土佐須崎地区ほか担当）	10月2日に宮地推進委員と現地を確認しました。現地はきれいに管理されていまして。ハウスの中のアロエも手入れが行き届いており、特に当日は草刈りをした直後なのか、きれいな状態でした。よって周辺農地への影響はないものと考えます。 本案については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地浩推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は山路字ホヲノ木原、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月27日、地区担当の山崎委員と宮崎推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地への進入路となっている状況です。あわせ

て、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号 2。土地の表示は具同田黒三丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9 月 27 日、地区担当の徳留委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 19 年時点の航空写真では既に草が生い茂っているような状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号 3 から番号 13 まではまとめて説明いたします。議案書は 4 ページから 8 ページになります。土地の表示は川登字神ノ原、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9 月 27 日、地区担当の山本委員と武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。

現地は山林及び原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に山林及び草が生い茂っているような状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号 14。土地の表示は西土佐岩間字田代、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9 月 30 日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の土居委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に宅地となっております現在に至ります。

	以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして、番号 15。土地の表示は西土佐江川崎字鍛冶ヶ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9 月 30 日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の芝委員と竹村推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は雑木林となっている状況です。あわせて事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では、既に雑木林となっており現在に至ります。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして、議案書は 9 ページになります。番号 16。 土地の表示は西土佐用井字中屋敷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9 月 30 日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の芝委員と竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場となっている状況です。あわせて事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に駐車場となっており現在に至ります。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1 番についてお願いします。
● 2 番 山崎委員 （八東・東山地区担当）	9 月 27 日に宮崎推進委員と関係機関と現地確認に行きました。写真を見て分かるように、非農地のところは平成 20 年頃から宅地の進入路となっていて、申請者の代理人がここに住んでいる方から話を色々聞いていて、15 年以上経っていて現況に戻すのはとても困難なので、非農地証明は適切だと判断しました。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」2 番についてお願いします。

●8番 徳留委員 (具同地区担当)	当該地は、10年以上前の平成15年頃から耕作放棄され、現在は草木が生い茂り、原野のような状態になっています。 現地の状況より、農地への復旧は困難と判断しました。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	9月28日に現地を確認しました。今言われたとおり、原野になっていて、耕作放棄してから10年以上経っている土地ですので、非農地証明書の交付については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山本官委員」3番から13番についてお願いします。
●12番 山本官委員 (後川・大川筋地区担当)	9月27日に清水会長、事務局、武井推進委員と申請代理人と現地で立ち会い、確認をしました。申請地は38ヶ所あり、それを確認し、現況は山林もしくは原野となっており、養蚕業が下火になってから桑畑から普通畑に変わって、平成5年頃から耕作放棄され、現在になっているということです。地権者は11名いますが、いずれも耕作する気はなく10年以上耕作放棄されているので、農地に復元は困難と判断しました。 よって、非農地証明の交付は適当と考えます。以上です。
議長(清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	山本委員の説明のとおりです。非農地証明の申請は、状況からしても妥当であると感じます。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「土居委員」14番についてお願いします。
●16番 土居委員 (西土佐岩間地区ほか担当)	9月30日、事務局、会長職務代理、申請人代理人とで現地を確認しました。当該地は、昭和62年頃から宅地として利用されています。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に問題ありません。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	弘井推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「芝委員」15番・16番についてお願いします。
●14番 芝委員 (西土佐用井地区ほか担当)	番号15番について、当該地は20年以上耕作が放棄され、竹藪になっており、竹を葛の蔓が覆っていました。耕作放棄から10年以上経っており、農地への復旧は困難と思われます。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。

	番号 16 番について、当該地は申請者の両親の店の横の土地で、20 年ほど前から駐車場として利用されています。人為的に転用されてから 15 年以上経過しております。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第 2 号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が 2 件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。 お手元に配布しております別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。 形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第 5 条第 2 項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号 1、2 は関連がありますので合わせて報告いたします。土地の表示は西土佐下家地字アカバイ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。9 月 13 日に現地へ向かい、地区担当の桑原委員および宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地確認したところ、既に休耕地となっている状況です。道路下の土地にあり大雨による浸水被害や利便性が悪いことから、道路の高さまでかさ上げをするものです。なお、隣地する土地については、隣接農地所有者より同意を得

	ております。形状変更後は畑として耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和6年9月24日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。 地域計画策定に向けた座談会やアンケート等について、進捗状況を報告します。 中村地域についてですが、東中筋地区のアンケートはすでに集計しており、座談会は今年10月17日に行う予定です。 次に西土佐地域ですが、江川崎地区②である「半家、長生、本村、中組、押谷、権谷」のアンケートを送付しており、8月30日を締め切りとしていました。座談会は、10月28日(水)、本村多目的集会所を予定しています。座談会の案内は10月7日に送付しました。担当である農業委員、推進委員は、参加者の人集めもご協力よろしくお願いします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年10月10日

議長 清水優志

署名委員 土居忠栄

署名委員 伊勢脇精蔵